給与収入のみである旨の申立書

このたび、被扶養者の認定を受けようとする者の収入につきまして
提出した労働契約書に基づく給与収入のみであることを申し立てます。

記

1. 今後、雇用契約内容の変更(就業時間の増等)・年金受給の開始・年金受給額の増加、その他の事情により収入が変動し、扶養認定基準を超える場合※1 には速やかに被保険者に報告し、被扶養者喪失届を提出すると同時に資格確認書等※2 を返却致します。

※1　年収見込み額が 130 万円、60 歳以上又は障害年金受給要件該当者は 180 万円、19 歳以上 23 歳未満(被保険者の配偶者除く)の場合は 150 万円

※2　交付されている方のみ返却してください。

2. 認定基準額を超える収入であったにもかかわらず喪失手続きを行わなかった場合、被扶養者の要件を満たさなくなった日に遡って資格を喪失することに異存ありません。また、喪失日以降、クボタ健保の資格で医療機関を受診した場合は、健康保険組合負担分の医療費の請求に応じます。

以上

クボタ健康保険組合　理事長殿

申請日を記入

(和暦)　　年　　月　　日

事業所名　（株）クボタ　本社

被保険者名　健保　太郎

認定申請対象者名　健保　花子

シャチハタ印不可

印

印

※自署の場合に限り捺印は省略可

R8.4